

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（抄）  
（本則関係） …………… 1

○ 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（抄）（附則第二項関係） …………… 23

○ 個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）（抄）（附則第三項関係） …………… 24



○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（抄）（本則関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 特定個人情報の提供</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供（第二十六条―第三十一条）</p> <p>第五章 特定個人情報の保護（第三十二条・第三十三条）</p> <p>第六章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（個人番号カードの記載事項）</p> <p>第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第二条第七項第六号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（個人番号とすべき番号の生成の求め）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（個人番号とすべき番号の構成）</p> <p>第六条（略）</p> <p>（個人番号とすべき番号の通知）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 特定個人情報の提供</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十六条―第三十条）</p> <p>第五章 特定個人情報の保護（第三十一条―第三十三条）</p> <p>第六章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（個人番号カードの記載事項）</p> <p>第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第二条第七項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>第五条及び第六条 削除</p> <p>（個人番号とすべき番号の生成の求め）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（個人番号とすべき番号の構成）</p> <p>第八条（略）</p> <p>（個人番号とすべき番号の通知）</p>

第七条 法第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の市町村長に対する通知は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に当該個人番号とすべき番号及び第五条の規定により送信された住民票コードを送信する方法により行うものとする。

(準法定事務の基準)

第八条 法第九条第一項の政令で定める基準は、当該事務の目的が当該事務が準ずるものとされる法別表の各項の下欄に掲げる事務と同一であることとする。

(電子計算機処理に伴う措置)

第九条 法第九条第三項の政令で定める措置は、情報の入力のための準備作業又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第二十七条第二項第二号において同じ。）の保管とする。

(激甚災害が発生したときに準ずる場合)

第十条 法第九条第五項の政令で定めるときは、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項その他デジタル庁令で定める法令の規定により一定の区域への立入りを制限され、若しくは禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられた場合とする。

(機構保存本人確認情報等の提供を求めることができる個人番号利用事務実施者)

第十一条 法第十四条第二項の政令で定める個人番号利用事務実施

第九条 法第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の市町村長に対する通知は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に当該個人番号とすべき番号及び第七条の規定により送信された住民票コードを送信する方法により行うものとする。

(新設)

(新設)

(激甚災害が発生したときに準ずる場合)

第十条 法第九条第四項の政令で定めるときは、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項その他デジタル庁令で定める法令の規定により一定の区域への立入りを制限され、若しくは禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられた場合とする。

(機構保存本人確認情報の提供を求めることができる個人番号利用事務実施者)

第十一条 法第十四条第二項の政令で定める個人番号利用事務実施

者は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から別表第四までの上欄に掲げる者及び同法第三十条の十第一項第二号、第三十条の十一第一項第二号、第三十条の十二第一項第二号、第三十条の十五の二第一項、第三十条の四十四の三第一項第二号、第三十条の四十四の四第一項第二号、第三十条の四十四の五第一項第二号又は第三十条の四十四の七第一項に規定する場合においてこれらの規定に規定する求めをした者とする。

（個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）

第十二条（略）

2 個人番号利用事務等実施者（法第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。）は、本人の代理人から個人番号の提供を受けるときは、その者から次に掲げる書類の提示を受けることその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置をとらなければならない。

一 三（略）

（個人番号カードの交付等）

第十三条 個人番号カードの交付を受けようとする者（以下この条、次条第二項及び附則第四条において「交付申請者」という。）は、総務省令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載し、かつ、交付申請者の写真を添付した交付申請書を、機構に提出しなければならない。

2 前項の場合において、交付申請者は、法第十六条の二第二項の規定により同条第一項の申請を市町村長を経由して行うときは、当該市町村長を経由して、交付申請書を提出しなければならない。

3 法第十六条の二第五項の規定による個人番号カードの送付は、

者は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から別表第四までの上欄に掲げる者及び同法第三十条の十第一項第二号、第三十条の十一第一項第二号又は第三十条の十二第一項第二号に掲げる場合においてこれらの号に規定する求めをした者とする。

（個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）

第十二条（略）

2 個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受けるときは、その者から次に掲げる書類の提示を受けるときその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置をとらなければならない。

一 三（略）

（個人番号カードの発行及び交付）

第十三条 個人番号カードの交付を受けようとする者（以下この条、次条及び附則第四条において「交付申請者」という。）は、総務省令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載し、かつ、交付申請者の写真を添付した交付申請書を、機構に提出しなければならない。

2 前項の場合において、交付申請者は、住所地市町村長（住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することが当該交付申請者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情があるときは、当該市町村長又は住所地市町村長）を経由して、交付申請書を提出することができる。

3 機構は、前二項の規定による交付申請書の提出を受けたときは

同条第三項の申出に係る同項に規定する領事官（以下「領事官」という。）又は市町村長に対し、直接に又は交付申請者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長（以下「附票管理市町村長」という。）を経由して行うものとする。

4 交付市町村長（法第十七条第一項に規定する交付市町村長をいう。次項において同じ。）は、法第十六条の二第四項の規定による個人番号カードの送付を受けたときは、交付申請者に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、個人番号カードを交付するものとする。ただし、交付申請者（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）である者を除く。）が、第二項の規定による交付申請書の提出を、住所地市町村長が指定する場所（住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出した場合にあっては、当該市町村長が指定する場所）に出頭してしたときは、当該交付申請者が確実に受領することができるものとして総務省令で定める方法により、当該事務所への出頭を求めることなく、個人番号カードを交付することができる。

5 交付市町村長は、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、前項本文の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、その者に対し、個人番号カードを交付することができる。この場合において、交付市町村長は、その者から、当該交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料及び次に掲げる書類その他主務省令で定める書類の提示を受けなければならぬ。

一 個人識別事項（国外転出者にあっては、氏名及び出生の年月日。以下この項及び次条において同じ。）が記載された書類であつて、当該個人識別事項により識別される特定の個人が当該交付申請者の依頼により又は法令の規定により当該交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受けることを証明する

、総務省令で定めるところにより、個人番号カードを発行し、当該個人番号カードを住所地市町村長に送付するものとする。

4 住所地市町村長は、前項の規定による個人番号カードの送付を受けたときは、交付申請者に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、個人番号カードを交付するものとする。ただし、交付申請者が、第二項の規定による交付申請書の提出を、住所地市町村長が指定する場所（同項に規定する住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出した場合にあっては、当該市町村長が指定する場所）に出頭してしたときは、当該交付申請者が確実に受領することができるものとして総務省令で定める方法により、当該事務所への出頭を求めることなく、個人番号カードを交付することができる。

5 住所地市町村長は、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、前項本文の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、その者に対し、個人番号カードを交付することができる。この場合において、住所地市町村長は、その者から、当該交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料及び次に掲げる書類その他主務省令で定める書類の提示を受けなければならぬ。

一 個人識別事項が記載された書類であつて、当該個人識別事項により識別される特定の個人が当該交付申請者の依頼により又は法令の規定により当該交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受けることを証明するものとして主務省令で定め

ものとして主務省令で定めるもの

二・三 (略)

6| 法第十七条第二項に規定する交付市町村長以外の市町村長は、同項の規定により同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合には、交付申請者（前項の規定により当該交付申請者の指定した者に対して個人番号カードを交付する場合には、その者）に対し、当該市町村長が指定する場所への出頭を求めるものとする。

二・三 (略)  
(新設)

7| 法第十六条の二第三項の申出に係る領事官又は市町村長は、同条第五項の規定による個人番号カードの送付を受けたときは、交付申請者に対し、当該領事官が指定する場所又は当該市町村の事務所への出頭を求めて、個人番号カードを引き渡すものとする。

(新設)

8| 第五項の規定は、前項の規定による個人番号カードの引渡しについて準用する。この場合において、第五項中「交付市町村長は、病気」とあるのは「法第十六条の二第三項の申出に係る領事官又は市町村長は、病気」と、「前項本文」とあるのは「第七項」と、「交付することができる」とあるのは「引き渡すことができる」と、「交付市町村長」とあるのは、「当該領事官又は市町村長」と、同項第一号中「交付を」とあるのは「引渡しを」と読み替えるものとする。

(新設)

9| 法第十六条の二第三項の申出に係る領事官又は市町村長は、法第十七条第三項の規定により同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合には、交付申請者（前項において準用する第五項の規定により当該交付申請者の指定した者に対して個人番号カードを引き渡す場合には、その者）に対し、当該領事官が指定する場所又は当該市町村の事務所への出頭を求めるものとする。

(新設)

10| (略)

6| (略)

(法第十七条第一項第一号の個人を識別するための事項であつて政令で定めるもの等)

(個人番号カードを交付する場合の本人確認の措置)

第十三条の二 法第十七条第一項第一号の個人を識別するための事

第十三条の二 法第十七条第一項の政令で定める措置は、次に掲げ

項であつて政令で定めるものは、個人識別事項とする。

2

法第十七条第一項第二号の個人を識別するための事項が記載された書類であつて政令で定めるものは、交付申請者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている個人識別事項が記載された書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるものとする。

(個人番号カードが失効する場合)

第十四条 法第十七条第九項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 個人番号カードの交付を受けている者(国外転出者である者を除く。)が国外に転出をしたとき(その者が戸籍の附票に記載されている者であり、かつ、法第十七条第五項(住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出届をする場合に係る部分に限る。)の規定により当該個人番号カードの提出を受けた市町村長が法第十七条第六項の規定により同項に規定する措置を講じたときを除く。)

二 個人番号カードの交付を受けている者(国外転出者である者を除く。)が住民基本台帳法第二十四条の規定による届出(以

る措置とする。

一 交付申請者に係る住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項の確認

二 交付申請者から、当該交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項が記載された書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるものの提示を受けることその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置

(個人番号カードが失効する場合)

第十四条 法第十七条第六項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 個人番号カードの交付を受けている者が国外に転出をしたとき。

二 個人番号カードの交付を受けている者が住民基本台帳法第二十四条の規定による届出(以下この条及び附則第三条第一項に

下この条及び附則第三条第一項において「転出届」という。）をした場合において、その者が最初の転入届（同法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をいう。次号において同じ。）を行うことなく、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過し、又は転入をした日から十四日を経過したとき。

三 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者を除く。）が転出届をした場合において、その者が当該転出届に係る最初の転入届を受けた市町村長に当該個人番号カードの提出を行うことなく、最初の転入届をした日から九十日を経過し、又はその者が当該市町村長の統括する市町村から転出をしたとき。

（削る）  
（削る）

四 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者を除く。）に係る住民票が消除されたとき（国外に転出をしたことにより当該住民票が消除されたとき、転出届（国外への転出に係るものを除く。）に基づき当該住民票が消除されたとき、住民基本台帳法施行令第八条の二の規定により当該住民票が消除されたとき及び第十一号又は第十二号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が消除されたときを除く。）。

五 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者を除く。）に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき。

六 （略）

七 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者に限る。）が国外から転入をした場合において、その者が当該転入をした日以後最初に行う住民基本台帳法第二十二條第一項の規定による届出（次号において「国内転入後転入届」という

において「転出届」という。）をした場合において、その者が最初の転入届（同法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をいう。次号において同じ。）を行うことなく、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過し、又は転入をした日から十四日を経過したとき。

三 個人番号カードの交付を受けている者が転出届をした場合において、その者が当該転出届に係る最初の転入届を受けた市町村長に当該個人番号カードの提出を行うことなく、最初の転入届をした日から九十日を経過し、又はその者が当該市町村長の統括する市町村から転出をしたとき。

四 個人番号カードの交付を受けている者が死亡したとき。

五 個人番号カードの交付を受けている者が住民基本台帳法の適用を受けない者となったとき。

六 個人番号カードの交付を受けている者に係る住民票が消除されたとき（転出届（国外への転出に係るものを除く。）に基づき当該住民票が消除されたとき、住民基本台帳法施行令第八条の二の規定により当該住民票が消除されたとき及び第一号又は前二号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が消除されたときを除く。）。

七 個人番号カードの交付を受けている者に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき。

八 （略）

（新設）

。 ) を行うことなく、当該転入をした日から十四日を経過したとき。

八 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者に限る。）が国外から転入をした場合において、その者が国内転入後転入届を受けた市町村長に当該個人番号カードの提出を行うことなく、当該国内転入後転入届をした日から九十日を経過し、又はその者が当該市町村長の統括する市町村から転出をしたとき。

九 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者に限る。）に係る戸籍の附票が削除されたとき（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第二十三条の規定により失踪の宣告を受けて従前の戸籍から除籍されたことにより当該戸籍の附票が削除されたときに限る。）。

十 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者に限る。）が法第十七条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第七項の規定により当該個人番号カードを領事官を経由して附票管理市町村長に提出した場合その他総務省令で定める場合において、その者が総務省令で定める期間内に当該個人番号カードの返還を受けないとき（当該期間内に返還を受けなかったことにつき、災害その他やむを得ない事情があると当該附票管理市町村長が認めるときを除く。）。

十一 個人番号カードの交付を受けている者が死亡したとき。

十二 個人番号カードの交付を受けている者が住民基本台帳法の適用を受けない者となったとき。

十三 次条第四項の規定により個人番号カードが返納されたとき。

十四 (略)

(個人番号カードの返納)

第十五条 法第十七条第十項の政令で定める場合は、次に掲げる場

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)  
(新設)

九 次条第四項の規定により返納された個人番号カードにあつては、当該個人番号カードが返納されたとき。

十 (略)

(個人番号カードの返納)

第十五条 法第十七条第七項の政令で定める場合は、次に掲げる場

合とする。

一 前条第三号、第五号、第七号又は第八号に該当したとき。

二・三 (略)

2 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードの有効期間が満了した場合又は前項各号のいずれかに該当する場合には、個人番号カードを返納する理由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該個人番号カードを、住所地市町村長に（国外転出者にあつては、個人番号カードの有効期間が満了した場合又は同項第一号（前条第七号に係る部分に限る。）若しくは第三号に該当する場合に限り、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に）遅滞なく返納しなければならない。

3 個人番号カードの交付を受けている者は、前条第一号、第二号、第四号、第九号又は第十二号のいずれかに該当した場合には、個人番号カードを返納する理由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該個人番号カードを、その者につき直近に住民票の記載をした市町村長に（国外転出者にあつては、直接に又は領事官を経由して、直近に戸籍の附票にその者に関する記載をした市町村長に）遅滞なく返納しなければならない。

4 個人番号カードの交付を受けている者は、いつでも、当該個人番号カードを住所地市町村長に（国外転出者にあつては、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に）返納することができる。

5 (略)

(個人番号カードの返納命令)

第十六条 住所地市町村長（国外転出者にあつては、附票管理市町村長。次項において同じ。）は、法第十七条第一項の規定による個人番号カードの交付又は同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による個人番号カードの返還が錯誤に基つき、又は過失によつてされた場合において、当該個人番号カ

合とする。

一 前条第三号又は第七号に該当したとき。

二・三 (略)

2 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードの有効期間が満了した場合又は前項各号のいずれかに該当する場合には、個人番号カードを返納する理由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該個人番号カードを、住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

3 個人番号カードの交付を受けている者は、前条第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当した場合には、個人番号カードを返納する理由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該個人番号カードを、その者につき直近に住民票の記載をした市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

4 個人番号カードの交付を受けている者は、いつでも、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納することができる。

5 (略)

(個人番号カードの返納命令)

第十六条 住所地市町村長は、法第十七条第一項の規定による個人番号カードの交付又は同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による個人番号カードの返還が錯誤に基つき、又は過失によつてされた場合において、当該個人番号カードを返納させる必要があると認めるときは、当該個人番号カードの

ードを返納させる必要があると認めるときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、当該個人番号カードの返納を命ずることができる。

2 住所地市町村長は、前項の規定により個人番号カードの返納を命ずることを決定したときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、書面その他総務省令で定める方法によりその旨を通知するものとする。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知することが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

(情報照会者又は条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求め)

第二十条 情報照会者による法第十九条第八号の規定による利用特定個人情報の提供の求めは、デジタル庁令で定めるところにより、情報照会者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して内閣総理大臣の使用に係る電子計算機に、当該利用特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号、当該利用特定個人情報の項目及び当該利用特定個人情報を保有する情報提供者の名称その他デジタル庁令で定める事項を送信する方法により行うものとする。

2 前項の規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、同項中「情報提供者」とあるのは、「条例事務関係情報提供者」と読み替えるものとする。

(地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置)

第二十二条 法第十九条第十号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

交付を受けている者に対し、当該個人番号カードの返納を命ずることができる。

2 住所地市町村長は、前項の規定により個人番号カードの返納を命ずることを決定したときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知することが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

(情報照会者又は条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め)

第二十条 情報照会者による法第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供の求めは、デジタル庁令で定めるところにより、情報照会者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して内閣総理大臣の使用に係る電子計算機に、当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該特定個人情報を保有する情報提供者の名称その他デジタル庁令で定める事項を送信する方法により行うものとする。

2 前項の規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、同項中「情報提供者」とあるのは、「条例事務関係情報提供者」と読み替えるものとする。

(地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置)

第二十二条 法第十九条第十号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びに当該記録を第三十条に規定する期間保存すること。

二・三 (略)

(社債、株式等の振替に関する法律の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置)

第二十四条 法第十九条第十二号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に特定個人情報を受け取る者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びに当該記録を第三十条に規定する期間保存すること。

二・三 (略)

第二節 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供

(利用特定個人情報の提供の求めがあった場合の内閣総理大臣の措置)

第二十六条 内閣総理大臣は、法第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求めがあった場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該利用特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得しているときは、法第二十一条第二項に規定する特定個人情報ファイルについて同項に規定する事実があったと認める場合(次項及び第四項において「法第二十八条違反の場合」という。)を除き、当該情報提供者に対し、当該情報提供用個人識別符号、当該利用特定個人情報の項目及び当該提

一 特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びに当該記録を第二十九条に規定する期間保存すること。

二・三 (略)

(社債、株式等の振替に関する法律の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置)

第二十四条 法第十九条第十二号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に特定個人情報を受け取る者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びに当該記録を第二十九条に規定する期間保存すること。

二・三 (略)

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供の求めがあった場合の内閣総理大臣の措置)

第二十六条 内閣総理大臣は、法第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求めがあった場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得しているときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該情報提供者に対し、当該情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該提供の求めをした情報照会者の名称その他デジタル庁令で定める事項を通知するものとする。

供の求めをした情報照会者の名称その他デジタル庁令で定める事項を通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、法第十九条第八号の規定により利用特定個人情報<sup>1</sup>の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該利用特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していないときは、法第二十八条違反の場合を除き、当該提供の求めをした情報照会者に対し、当該情報提供者が当該利用特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していない旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた情報照会者は、同項の情報提供者（法第九条第三項の法務大臣である情報提供者を除く。次条第一項において同じ。）に対し、前項の利用特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得するよう求めることができる。この場合において、当該情報照会者は、当該情報提供者に対し、当該利用特定個人情報に係る本人の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所を通知するものとする。

4 内閣総理大臣は、法第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、法第二十八条違反の場合に該当するときは、当該提供の求めをした情報照会者に対し、その旨を通知するものとする。

5・6 (略)

(情報提供用個人識別符号の取得)

第二十七条 (略)

2 前項の規定による通知は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 (略)
- 二 デジタル庁令で定めるところにより、情報照会者等から通知事項を記録した電磁的記録媒体を機構に送付する方法

2 内閣総理大臣は、法第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していないときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該提供の求めをした情報照会者に対し、当該情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していない旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた情報照会者は、同項の情報提供者（法第九条第三項の法務大臣である情報提供者を除く。次条第一項において同じ。）に対し、前項の特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得するよう求めることができる。この場合において、当該情報照会者は、当該情報提供者に対し、当該特定個人情報に係る本人の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所を通知するものとする。

4 内閣総理大臣は、法第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、法第二十一条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該提供の求めをした情報照会者に対し、その旨を通知するものとする。

5・6 (略)

(情報提供用個人識別符号の取得)

第二十七条 (略)

2 前項の規定による通知は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 (略)
- 二 デジタル庁令で定めるところにより、情報照会者等から通知事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる

3 機構は、情報照会者等から第一項の規定による通知を受けたときは、内閣総理大臣に対し、同項の取得番号及び同項の特定の個人に係る住民票に記載された住民票コード（住民基本台帳法第七十条第三号に規定する国外転出者にあつては、戸籍の附票に記載された住民票コード）を通知するものとする。

4 5 6 (略)

(法第九条第三項の法務大臣である情報提供者による情報提供用個人識別符号の取得の特例)

第二十七条の二 情報提供者（法第九条第三項の法務大臣である情報提供者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、法第二十一条の二第二項の規定により情報提供用個人識別符号を取得しようとするときは、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人の本籍地の市町村長に対し、当該取得に係る取得番号並びに当該特定の個人に係る戸籍の表示並びに戸籍法第十三条第一号、第二号及び第四号（実父母との続柄に係る部分に限る。以下この項及び次条第二項において同じ。）に掲げる事項を通知するものとする。ただし、当該個人が養子であるときは、同号に掲げる事項については、これに代えて、同法第十三条第五号（養親との続柄に係る部分に限る。次条第二項ただし書において同じ。）に掲げる事項を通知するものとする。

2 (略)

3 市町村長は、情報提供者から第一項の規定による通知を受けたときは、機構に対し、同項の取得番号並びに同項の特定の個人に係る戸籍の附票に記載された住民基本台帳法第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項を通知するものとする。た

記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十一条において同じ。）を機構に送付する方法

3 機構は、情報照会者等から第一項の規定による通知を受けたときは、内閣総理大臣に対し、同項の取得番号及び同項の特定の個人に係る住民票に記載された住民票コードを通知するものとする。

4 5 6 (略)

(法第九条第三項の法務大臣である情報提供者による情報提供用個人識別符号の取得の特例)

第二十七条の二 情報提供者（法第九条第三項の法務大臣である情報提供者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、法第二十一条の二第二項の規定により情報提供用個人識別符号を取得しようとするときは、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人の本籍地の市町村長に対し、当該取得に係る取得番号並びに当該特定の個人に係る戸籍の表示並びに戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一号、第二号及び第四号（実父母との続柄に係る部分に限る。以下この項及び次条第二項において同じ。）に掲げる事項を通知するものとする。ただし、当該個人が養子であるときは、同号に掲げる事項については、これに代えて、同法第十三条第五号（養親との続柄に係る部分に限る。次条第二項ただし書において同じ。）に掲げる事項を通知するものとする。

2 (略)

3 市町村長は、情報提供者から第一項の規定による通知を受けたときは、機構に対し、同項の取得番号並びに同項の特定の個人に係る戸籍の附票に記載された住民基本台帳法第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項を通知するものとする。た

だし、当該個人が特定非居住者（平成二十七年十月五日以後いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者）をいう。次条第二項において同じ。）であるときは、この限りでない。

4・5 (略)

第二十七条の三 (略)

2 市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する特定非居住者がいずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことを知ったときは、情報提供者に対し、その旨並びに当該記録に係る者に係る戸籍の表示並びに戸籍法第十三条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を通知するものとする。ただし、当該記録に係る者が養子であるときは、同号に掲げる事項については、これに代えて、同条第五号に掲げる事項を通知するものとする。

3 (略)

(各議院審査等に準ずる手続に関する規定の準用)

第二十八条 (略)

(情報提供者による利用特定個人情報の提供)

第二十九条 情報提供者による法第二十二條第一項の規定による利用特定個人情報の提供は、デジタル庁令で定めるところにより、情報提供者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会者の使用に係る電子計算機に、当該利用特定個人情報その他デジタル庁令で定める事項を送信する方法により行うものとする。

(情報提供等の記録の保存期間)

第三十条 (略)

だし、当該個人が非居住者（いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者をいう。次条第二項において同じ。）であるときは、この限りでない。

4・5 (略)

第二十七条の三 (略)

2 市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する非居住者がいずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことを知ったときは、情報提供者に対し、その旨並びに当該記録に係る者に係る戸籍の表示並びに戸籍法第十三条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を通知するものとする。ただし、当該記録に係る者が養子であるときは、同号に掲げる事項については、これに代えて、同条第五号に掲げる事項を通知するものとする。

3 (略)

(各議院審査等に準ずる手続に関する規定の準用)

第二十七条の五 (略)

(情報提供者による利用特定個人情報の提供)

第二十八条 情報提供者による法第二十二條第一項の規定による利用特定個人情報の提供は、デジタル庁令で定めるところにより、情報提供者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会者の使用に係る電子計算機に、当該個人情報その他デジタル庁令で定める事項を送信する方法により行うものとする。

(情報提供等の記録の保存期間)

第二十九条 (略)

(法第十九条第九号の規定による利用特定個人情報の提供)

第三十一条 第二十六条から前条までの規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による利用特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十六条第一項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項」と、第二十七条第一項中「第二十一条の二第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条の二第二項」と、第二十七条の四中「第二十一条の二第五項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条の二第五項」と、第二十八条中「第二十一条の二第八項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条の二第八項」と、第二十九条中「第二十一条の二第九項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条の二第九項」と、前条中「第二十三条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第一項」と読み替えるものとする。

(削る)

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第四十三条 (略)

第八條第一項	(略)	(略)
	市町村長 あらかじめ	区長 あらかじめ当該区(総合区を含む。以下同じ。)の属する市の市長を経由して

(法第十九条第九号の規定による特定個人情報の提供)

第三十条 第二十六条から前条までの規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十六条第一項、第二項及び第四項中「第二十一条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項各号」と、第二十七条第一項中「第二十一条の二第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条の二第二項」と、第二十七条の四中「第二十一条の二第五項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条の二第五項」と、第二十七条の五中「第二十一条の二第八項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条の二第八項」と、第二十八条中「第二十一条の二第九項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条の二第九項」と、前条中「第二十三条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第一項」と読み替えるものとする。

(電子計算機処理に伴う措置)

第三十一条 法第二十八条第一項第五号の政令で定める措置は、情報の入力のための準備作業又は電磁的記録媒体の保管とする。

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第四十三条 (略)

第八條第一項	(略)	(略)
	市町村長 あらかじめ	区長 あらかじめ当該区(総合区を含む。次項及び第十七条第二項において同じ。)の

	第八条第二項	(略)	(略)
第十六条の二第二項	備える市町村以外の市町村	作成した区長及び当該区の属する市の市長(当該市以外の市町村(特別区を含む。以下同じ。))	
市町村又は備える市町村の長	市町村の長又は作成した区長及び当該区の属する市の市長	市町村の長又は作成した区長及び当該区の属する市の市長	
第十六条の二第五項	備える市町村の長	備える市の市長を経由して当該戸籍の附票を作成した区長	
第十七条第一項	市町村長は、市町村が直接に又は同条第三項	市長は、市がその者が記録されている住民基本台帳を作成した区長(以下この条において「住所地区長」という。)(若しくはその者(国外転出者である者に限る。))が記録されている戸籍の附票を作成した区長(以下この条において「附票管理区長」とい	

	第八条第二項	(略)	属する市の市長を経由して
(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	
第十七条第一項	市町村長は、政令により、その者	市長は、政令により、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長(以下この条において「住所地区長」という。))を経由して、その者	



<p>2 (略)</p> <p>第三条第一項</p>	<p>備える市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長(以下</p>	<p>作成した区長(総合区長を含む。以下同じ。)(以下「住所</p>	<p>(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)</p> <p>第四十四条 指定都市においては、第二条、第五条、第七条、第二十七條の二第一項、第二項及び第四項、同条第五項において読み替えて準用する第二十七條第三項、第二十七條の三第一項及び第三項並びに附則第二条第二項の規定中市長に関する規定は、市の区長及び総合区長に適用する。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第十七條第八項及び第十項</p>	<p>所地市町村長」という。)</p>	<p>(略)</p>	<p>次項及び第十項において同じ。)</p>
				<p>第十七條第十一項の規定により読み替えて適用する同条第七項</p>	<p>第十七條第十一項の規定により読み替えて適用する同条第八項及び第十項</p>	<p>直接に</p>	<p>市町村の長</p>	<p>附票管理市町村長</p>	<p>附票管理市長</p>	<p>市の市長</p>	<p>附票管理区長</p>

<p>2 (略)</p> <p>第三条第一項</p>	<p>備える市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長(以下</p>	<p>作成した区長(総合区長を含む。以下「住所地区長</p>	<p>(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)</p> <p>第四十四条 指定都市においては、第二条、第七条、第九条、第二十七條の二第一項、第二項及び第四項、同条第五項において読み替えて準用する第二十七條第三項、第二十七條の三第一項及び第三項並びに附則第二条第二項の規定中市長に関する規定は、市の区長及び総合区長に適用する。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第十八條第一号</p>	<p>(新設)</p>	<p>第十七條第五項及び第七項</p>	<p>条の二第三項において「住所地区町村長」という。)</p>	<p>(略)</p>	<p>次項及び第七項において同じ。)</p>								
				<p>市町村</p>	<p>市町村(特別区を含む。第四十四条及び附則第三条第二項において同じ。)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

		第十三条第二項 (略)	
当該市町村長		を市町村長 (略)	下「住所地市町村 長
地市長以外の市町村 長	当該住所地区長及び 住所地市長又は住所 地市長以外の市町村 長	を住所地区長（国外 転出者（住民基本台 帳法第十七条第三号 に規定する国外転出 者をいう。以下同じ 。）にあつては、そ の者が記録されてい る戸籍の附票を作成 した区長（以下「附 票管理区長」という 。）以下この条及 び第十六条において 同じ。）及び住所地 市長（国外転出者に あつては、その者が 記録されている戸籍 の附票を備える市の 市長（以下「附票管 理市長」という。） 以下この項及び第 十六条において同じ 。）又は住所地市長 以外の市町村長	地区長

		第十三条第二項 (略)	
住所地市町村長		住所地市町村長（ 住所地市町村長 (略)	下「住所地市町村 長
地市長	住所地区長及び住所 地市長	住所地区長及び住所 地市長（住所地市長 (略)	

第十三条第三項	交付申請者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長（以下「附票管理市町村長」という。）	附票管理市長及び附票管理区長
第十三条第四項	交付市町村長 法第十七条第一項 当該市町村の	交付市長 第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項 住所地区長を經由して当該区（総合区を含む。以下同じ。） の 国外転出者
第十三条第五項	住所地市町村長 交付市町村長は、病気が かかわらず、 交付市町村長は、 その者	住所地主長 交付市長は、病気が かかわらず、住所地区長を經由して 住所地区長は、その者
第十三条第六項	法第十七条第二項	第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七

第十三条第三項	住所地市町村長	住所地主長
第十三条第四項	住所地市町村長 当該市町村の	住所地区長を經由して当該区（総合区を含む。以下同じ。） の
第十三条第五項	住所地市町村長は、病気が かかわらず、 住所地市町村長は、 その者	住所地主長は、病気が かかわらず、住所地区長を經由して 住所地区長は、その者
(新設)	(新設)	(新設)

第十三条第七項	交付市町村長 当該市町村	条第二項 交付市長 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）
第十四条第二号	(略)	(略)
第十四条第三号及び第八号	市町村長に (略) 市町村長の 市町村から	区長を経由して当該 区に属する市の市長 に 市長の 市から
第十五条第二項及び第四項	住所地市町村長 直接に 附票管理市町村長	住所地区長を経由し て住所地主長 附票管理区長 附票管理市長
第十五条第三項	市町村長に（ 直接に 直近に戸籍の附票 にその者に関する 記載をした市町村 長	区長を経由して当該 区に属する市の市長 に（ 直近に戸籍の附票に その者に関する記載 をした区長 当該区の属する市の 市長
第十六条第一項	住所地主町村長（ 国外転出者にあつ ては、附票管理市	住所地主長

(新設)	(新設)	(新設)
第十四条第二号	(略)	(略)
第十四条第三号	市町村から (略)	市町村（特別区を含 む。第二十七条の二 第三項ただし書及び 第二十七条の三第二 項において同じ。） から
第十五条第二項及び第四項	住所地主町村長	住所地区長を経由し て住所地主長
第十五条第三項	市町村長	区長（総合区長を含 む。第二十七条の二 第三項及び第二十七 条の三第二項におい て同じ。）を経由し て当該区の属する市 の市長
第十六条	住所地主町村長	住所地主長

(略)	第十六条第二項	住所地市町村長	対し、 住所地区長を 經由して	町村長。次項にお いて同じ。)
				対し、
(略)	対し、	住所地市町村長	対し、住所地区長を 經由して	
(略)		住所地区長	対し、住所地区長を 經由して	

附 則

(個人番号の指定等に関する経過措置)

第二条 (略)

2 第五条の規定は法附則第三条第四項(次条第一項において準用する場合を含む。)において準用する法第八条第一項の規定による市町村長からの住民票コードの通知及び個人番号とすべき番号の生成の求めについて、第六条及び第七条の規定は法附則第三条第四項(次条第一項において準用する場合を含む。)において準用する法第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成及び通知について、それぞれ準用する。

(略)	(新設)	(新設)	対し、 住所地区長を 經由して	
				対し、
(略)	(新設)	(新設)	対し、住所地区長を 經由して	
(略)		(新設)	対し、住所地区長を 經由して	

附 則

(個人番号の指定等に関する経過措置)

第二条 (略)

2 第七条の規定は法附則第三条第四項(次条第一項において準用する場合を含む。)において準用する法第八条第一項の規定による市町村長からの住民票コードの通知及び個人番号とすべき番号の生成の求めについて、第八条及び第九条の規定は法附則第三条第四項(次条第一項において準用する場合を含む。)において準用する法第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成及び通知について、それぞれ準用する。

改 正 案	現 行
<p>（機構への戸籍の附票の記載事項の提供方法）                  第二十条の二 本籍地の市町村長が行う法第十九条の三の規定による法第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への提供については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の二において「番号利用法施行令」という。）                  第二十七号の二第三項本文及び第四項（これらの規定を番号利用法施行令第三十一条において準用する場合を含む。）に定めるところによる。</p> <p>（デジタル庁への住民票コードの提供方法）                  第三十条の八の二 機構が行う法第三十条の九の二第一項の規定による住民票コードのデジタル庁への提供については、番号利用法施行令第二十七号第三項及び第四項（これらの規定を番号利用法施行令第二十七号の二第五項（番号利用法施行令第三十一条において準用する場合を含む。）及び第三十一条において準用する場合を含む。）及び第三十一項において同じ。）に定めるところによる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（機構への戸籍の附票の記載事項の提供方法）                  第二十条の二 本籍地の市町村長が行う法第十九条の三の規定による法第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への提供については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の二において「番号利用法施行令」という。）                  第二十七号の二第三項本文及び第四項（これらの規定を番号利用法施行令第三十条において準用する場合を含む。）に定めるところによる。</p> <p>（デジタル庁への住民票コードの提供方法）                  第三十条の八の二 機構が行う法第三十条の九の二第一項の規定による住民票コードのデジタル庁への提供については、番号利用法施行令第二十七号第三項及び第四項（これらの規定を番号利用法施行令第二十七号の二第五項（番号利用法施行令第三十条において準用する場合を含む。）及び第三十条において準用する場合を含む。）及び第三十項において同じ。）に定めるところによる。</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（参事官の職務） 第六条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 一 六 （略） 七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第九号の規定による利用特定個人情報の提供に関し、同号の規定に基づき個人情報保護委員会に属させられた事務に関すること。</p>	<p>（参事官の職務） 第六条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 一 六 （略） 七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第九号の規定による特定個人情報の提供に関し、同号の規定に基づき個人情報保護委員会に属させられた事務に関すること。</p>